

お客さま各位

杜の都信用金庫

インボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応に関するお知らせ

令和5年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。当金庫は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、お客さまが当金庫にお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税について、当金庫がお客さまに交付する適格請求書（インボイス）に基づき、消費税の仕入税額控除を受けることができます。（具体的な要件等につきましては、顧問税理士等にご相談ください。）当金庫では、同制度の対応につきまして下記のとおりとさせていただきますので、お知らせいたします。

記

1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

【 T 8 3 7 0 0 0 5 0 0 1 5 2 8 】

2. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

- (1) 営業店窓口において、各種手数料（残高証明書発行手数料、融資関係手数料等）をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。
- (2) 複写の振込依頼書をご利用のうえお振込いただいた場合は、複写式の「振込金受取書」がインボイスとなります。

なお、インボイス制度開始以降は、窓口に備え付けの新帳票をご利用下さいますようお願いいたします。

3. 口座振替でお支払いいただいている各種手数料について

預金口座から口座振替により、各種手数料をお支払いいただいている場合は、インボイスの要件を満たした書面を発行いたします。（インターネットバンキングによる振込手数料、口座振替手数料、各種基本手数料等）

インボイスの発行を希望されるお客さまは、窓口までお申し込みください。

4. A T Mおよび両替機でのお取引について

A T Mおよび両替機でのお取引については、インボイスの交付義務が免除される「自動販売機特例」の対象となり、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能になります。

従いまして、A T M及び両替機から出力される「ご利用明細」等につきましては、インボイス制度に対応した様式改定は行いませんのであらかじめご了承ください。

インボイス制度への対応等につきましてご不明点等がございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

以 上